

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 6 月 2 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 3 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 4 号 令和 3 年度関ヶ原町水道事業会計弾力条項の適用について
- 日程第 7 報告第 5 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 1 号 令和 3 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 2 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 3 号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 承認第 4 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 承認第 5 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 承認第 6 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 承認第 7 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 15 議案第 53 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 54 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 55 号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 56 号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 57 号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 58 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 21 議案第 59 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更

について

- 日程第22 議案第60号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第23 議案第61号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第62号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第63号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第64号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第65号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第66号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第67号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について
- 日程第31 請願第2号 消費税率を当面5%に引下げを求める請願について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君

産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君	水道環境課長心得	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳 永 英 俊 君	介護事業課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	山 田 勝 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関 東 正 晃	書	記	高 木 聖 敏
書	記	小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまより令和4年第3回関ヶ原町議会定例会を開会したいと思います。
す。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和4年2月分から令和4年4月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第4、報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

去る令和4年2月6日、関ヶ原町内において、除雪作業中の除雪車が相手方の車両に接触し破損させる事案が発生いたしました。その後、示談が成立し、額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第5 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第5、報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第3号、同じく損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

去る令和4年5月2日、関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所において、介護サービス提供中に装着した利用者の所有物である補聴器を紛失させる事案が発生いたしました。十分に探したわけですが、なかなか見つからなかったということで、紛失ということで処分させていただいたところです。その後、利用者との和解が成立し、額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年5月18日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案書の4ページをお願いいたします。

専決第10号 専決処分書について御説明申し上げます。

令和4年5月2日午前10時頃、関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者が施設宿泊利用中の際、利用者の所有物である補聴器を看護職員が両耳に装着した後、右側の補聴器を紛失したことにより、紛失した補聴器と同等品の耳穴型充電式の補聴器の購入費用

19万円を損害賠償額として定めるものでございます。

損害賠償の理由としましては、紛失時における利用者の身体状況は、自身による動作は無理な状態であり、職員による介助の際に補聴器が外れたことが起因して紛失したものと考えられ、事業者がサービスの実施に伴って自己の責めに帰すべき事由として、契約者に生じた損害について賠償責任を負うものでございます。

この件につきましては、相手方との示談が令和4年5月18日に成立しましたので、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項として令和4年5月18日付にて専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定め、議会に報告するものでございます。

なお、保険の適用につきましては、現在、全国町村会総合賠償補償保険への加入をしておりますが、今回のような紛失に伴う保険の適用はされなかったことを申し添えさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

日程第6 報告第4号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第6、報告第4号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計弾力条項の適用についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第4号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計弾力条項の適用について御説明申し上げます。

令和3年度関ヶ原町水道事業会計において、給水収益の増加に伴い、消費税及び地方消費税が予算を超えて支出することになったため、令和4年3月31日に予備費の充用及び地方公営企業法第24条第3項の規定に基づき弾力条項を適用したので、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼いたします。

報告第4号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計弾力条項の適用について御説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

令和 3 年度の消費税及び地方消費税の支出を行うに当たり、消費税額の計算を行ったところ、支出の営業外費用、消費税及び地方消費税の予算予定額 545 万 9,000 円に対しまして実際の消費税の納付額が 637 万 2,800 円となり、91 万 3,800 円が予算額を超過することになりました。この超過分におきまして、営業外費用で雑支出から消費税及び地方消費税へ 8 万 5,000 円を流用し、次に予備費から 50 万円を充用いたしましたが、32 万 8,800 円の不足額が生じることになりました。地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定に基づきまして、水道事業収益の営業収益、給水収益と水道事業費用の営業外費用、消費税及び地方消費税にそれぞれ消費税額の不足分 32 万 9,000 円を弾力条項適用額として適用しました。

消費税の内訳につきましては、消費税に 25 万 7,000 円、地方消費税に 7 万 2,000 円となっております。

弾力条項とは、業務量の増加により地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、当該業務量の増加する収入に相当する金額を当該企業業務のため直接必要な経費に使用することができることが地方公営企業法第 24 条第 3 項で定めております。これが弾力条項となります。

今回、消費税の支払いに不足額が生じた主な理由としては、令和 3 年度営業収益中の給水収益が当初予定額より決算時点で増加している理由により、支払い消費税が増加したことによります。これに伴い令和 4 年 3 月 31 日に弾力条項を適用いたしましたので、地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定により、報告をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第 4 号の報告を終わります。

日程第 7 報告第 5 号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第 7、報告第 5 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第 5 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和 3 年度一般会計補正予算に定めました繰越明許費の社会保障・税番号制度対応システム

改修事業など、歳出予算の経費を令和4年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次御説明をお願いいたします。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

報告第5号 令和3年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書の詳細説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、社会保障・税番号制度対応システム改修事業222万8,000円でございますが、マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化を推進するためのシステム改修委託で、昨年度の3月定例会において補正をさせていただいた222万8,000円を繰越しさせていただきました。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が222万7,000円、一般財源が1,000円でございます。

事業の進捗につきましては、システム改修の契約を岐阜県市町村行政情報センターと4月28日に締結をしまして、令和5年1月よりサービスを開始できるよう進めているところでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の地域密着型サービス等整備助成事業4,115万1,000円でございますが、東町地内の認知症対応型共同生活介護施設グループホームうららびより関ヶ原が9床を増設し、18床にされることに伴う建物の施設整備費補助金3,360万円及び備品購入など開設準備に伴う補助金755万1,000円でございます。

財源の内訳でございますが、全額県支出金でございます。

事業の進捗でございますが、6月中旬に完了しまして、7月上旬に開所の予定でございます。

次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2,049万2,000円でございますが、令和3年度の住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。

財源の内訳でございますが、全額国庫支出金でございます。

5月末の時点で約96%の方が申請済みでございます。

続きまして、児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございますが、18歳以下の児童に当初は5万円をプッシュ型で支給し、5万円相当をクーポンで支給という事業でございますが、結局10万円をプッシュ型で支給をした事業でございますが、出生が年度末になって支払いが年度をまたぐ申請がございましたので、繰越しはいたしませんでした。よろしくをお願いいたします。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

続きまして、土木費のほうでございます。

都市計画費の景観計画策定事業でございます。

景観計画重点区域個別計画策定業務につきまして、株式会社間瀬コンサルタントと来年3月24日までの履行期限として変更契約をいたし、現在、昨年度同様、岐阜高専の先生とも打合せをしながら進めております。そのため578万6,000円の全額を今年度に繰越しをさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第5号の報告を終わります。

日程第8 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、承認第1号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号の令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

保険料収入の増加に伴い、歳入歳出予算に不足が生じることになりましたので、それぞれ359万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,414万5,000円とする令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、承認第2号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行に伴う所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） それでは、失礼いたします。

関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について、専決処分とさせていただいた内容について御説明をいたします。

議案書の17ページから18ページ、議案資料は1ページから5ページとなります。

今回の改正部分につきまして、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第26条の7第1項第1号のオにつきましては、寄附金税額控除における寄附金の対象のうち、公益社団法人及び公益財団法人の経過措置が終了し、これを削除するため改正するものでございます。

続きまして、第32条の6第9項及び第15項につきましては、法改正による項ずれを反映するものでございます。

続きまして、附則第9条の2ですが、こちらは地方税法の定める範囲内で市町村が固定資産税の特例内容を定めることができるわがまち特例につきまして、法附則第15条に項ずれが生じたための改正と、同条中第26項を第27項、第25項を第26項とし、第24項の次に昨年の11月に制度化されました特定都市河川浸水被害対策法における貯留機能保全区域内の土地における特例

を規定する号を追加するものです。

続きまして、4ページの附則第9条の3第9項及び第11項につきましては、省エネ改修住宅を行った住宅に係る特例の拡充に伴う法附則改正に伴い、それぞれの改正部分の文言に「等」を追加するものです。

続きまして、5ページの附則第11条第1項につきましては、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とする法附則の改正に伴い、文言を追加するものとなっております。

資料での説明は以上となります。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

中段から附則になりますが、この附則で、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。また、第2条以降で今回の改正に伴う固定資産税の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、承認第3号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和4年3月31日に公布されました所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除、不均一課税を定める条例中で引用している規定において項ずれが生じたので、所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、承認第4号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号の関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） それでは、関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分とさせていただいた内容について御説明をいたします。

議案書の24ページと議案資料は7ページから8ページとなります。

現行の登記事項の内容は、交付請求や閲覧により誰にでも登記名義人等の氏名、住所を知ることが可能ですが、第三者に住所を知られると生命、身体に危害が及ぶおそれがあるDV被害者等については、実務の運用により、前住所を住所として登記することも認めたり、住所の閲覧を特別に制限する取扱いなどが行えることとした地方税法の改正に伴う改正となります。

改正点につきましては、別表11の部2の項、事務の内容の欄中「土地又は家屋に関する証明書」を「法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に改め、同表12の部中に、括弧閉じるがちょっと一番下に残っているんですが、残ったままになっておりましたのでこれを削除させていただきまして、同表事務の内容の欄、本文中の「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加えたものです。

なお、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日とさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 承認第5号及び日程第13 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、承認第5号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び日程第13、承認第6号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第5号の関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてと承認第6号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が減少したこと等により、国民健康保険料及び介護保険料の減免措置において、令和4年度においても継続されることに伴い、減免期間をそれぞれ「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」へ所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより承認第5号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第6号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、承認第7号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの第4回目接種の早期着手に向け、接種委託料やシステム改修等の関連経費755万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億335万4,000円とする令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、専決第9号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

令和4年5月13日付で専決させていただきましたこの補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業によるものでございます。

まず、詳細説明の前に補正をさせていただいた理由につきましては、令和4年の4月末において4回目の接種実施について厚生労働省より説明があり、当町における4回目の接種実施に向けた追加分の予算計上が必要となったためでございます。

今回、新たな4回目の新型コロナワクチン接種の実施につきまして、簡単ですが先に御説明させていただきますと、今回の4回目接種は、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点まで得られている4回目接種の有効性、安全性に関する治験、また諸外国における対応状況を踏まえ、国として、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として位置づけるものでございます。対象者は60歳以上の者及び18歳から60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者とし、

使用ワクチンはファイザー社製のワクチン及びモデルナ社製のワクチン、接種間隔は3回目接種から少なくとも5か月以上空けていることとなっております。国の方針に基づきまして、当町における今後の4回目接種計画につきましては、3回目の接種状況と、あと事務的な準備期間も考慮し、7月から接種を開始し、9月上旬にはおおむね終了する計画で進めているところでございます。

そこで、今回の専決処分についての理由となりますが、速やかに7月からの接種を実施するためには、接種券等の発送準備等もございまして、5月中にはシステムの改修をすることが必要となったため、その他委託料を含め、新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月13日付で専決処分とさせていただいたところです。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、歳出より御説明させていただきますので、議案書の35ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、予防費の委託料、予防接種委託料は、ただいま御説明させていただきました4回目の接種実施に伴い、精査によりまして、当初予算より不足が見込まれる町内医療機関への接種委託分588万4,000円とシステム改修委託料165万円と合わせ、委託料合計753万4,000円を追加補正し、また備品購入として、ワクチンを保管するための超低温冷凍庫用の温度記録計が故障しまして至急購入する必要があったため、2万円を併せて追加補正させていただきました。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として接種委託料分の588万4,000円を財源とし、国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、残りのシステム改修及び備品購入の財源として167万円計上しております。

以上、簡単ではございますが、歳入歳出それぞれ755万4,000円を追加する補正となっております。何とぞ御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第53号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） それでは、議案第53号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の37ページから39ページ、議案資料は11ページから20ページとなります。

今回の改正は2条立てとなっております、施行日は令和5年1月1日、または令和6年1月1日施行です。

また、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条関係につきまして、資料の新旧対照表、11ページをお願いいたします。

まず、第26条第4項及び第6項ですが、現在上場株式等に係る配当所得については、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、今回、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とを一致させることとされるための改正となっております。

12ページをお願いいたします。

第26条の9第1項及び第2項につきましては、法改正により文言を改めるものでございます。

続いて、12ページ及び13ページをお願いいたします。

第28条の2第1項のただし書、配偶者特別控除額につきましては、法改正に合わせ、定義を明確化するため、文言を改めるものです。

その下の第2項の改正につきましては、地方税法施行規則の改正に合わせ、項ずれを改正す

るものです。

第28条の3第2項及び第3項につきましては、法改正に合わせ、付記の「付」という文字を改めるものとなっております。

続きまして14ページ、第29条の3の2につきましては、法改正により、見出し中の「扶養親族申告書」の扶養親族の後ろに「等」という文字を加え「扶養親族等申告書」とし、同条第1項中第3号を第4号、第2号を第3号とし、第1号の次に給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加する号を追加するものとなっております。

14ページ及び15ページをお願いいたします。

第29条の3の3につきましては、法改正により、見出し中の扶養親族申告書を扶養親族の後ろに、先ほどと同じように「等」を加え、同条第1項中、あって、の次に特定配偶者の自己と生計を一にする配偶者の本条における定義づけを追加し、その後ろに「又は」を追加し、控除対象扶養親族の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に特定配偶者の氏名を追加する号を追加するものです。

続きまして、これ以降につきまして附則の改正となります。

附則第6条の3の2第1項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しにより「令和15年度」を「令和20年度」へ、「令和3年」を「令和7年」に改めるものです。

続きまして、附則第15条の3第2項につきましては、上場株式等に係る配当所得について、課税方式を所得税と一致させた場合に適用する改正となります。

16ページをお願いいたします。

附則第16条の2第3項につきましては、法附則の引用条項の削除に伴う改正でございます。

続きまして、一番下の改正部分は17ページとなりますが、附則第19条の2第4項につきましては、関係法令の改正に伴い、申告方式の選択に係る規定を整理する改正でございます。

附則第19条の3第4項及び18ページの第6項につきましては、こちらも関係法令の改正に伴い、申告方式の選択に係る規定を整備する改正でございます。

続きまして、附則第24条につきましては、改正前の附則第25条が法改正によりまして削除されましたので、これに伴う文言の削除でございます。

続きまして、20ページは第2条関係となります。

改正の内容といたしまして、まず第1条の見出しの文言を整理いたしまして、「関ヶ原町税条例の一部改正」とさせていただきます。第1条の内容につきましては、昨年改正をいたしました第29条の3の3第1項改正規定中の「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」という部分を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改めるものです。

その下の附則第2条第4項につきましては、町民税に関する経過措置として、新条例において令和6年から適用される条例を規定した改正となっております。

資料の説明は以上となります。

次に、議案の38ページをお願いいたします。

中段の少し下から附則になりますが、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。また、第2条以降で今回の改正に伴う各税目の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第54号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明申し上げます。

民法等の一部を改正する法律に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） それでは、議案第54号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の41ページ、議案資料は21ページから22ページとなります。

先ほど専決処分の議案でも御説明をさせていただきましたが、現行の登記事項の内容は交付請求や閲覧により、誰にでも登記名義人等の氏名、住所を知ることが可能ですが、第三者に住所を知られると生命、身体に危害が及ぶおそれのあるDV被害者等については、実務の運用により、前住所を住所として登記することも認めたり、住所の閲覧を特別に制限する取扱いなどがなされております。

一方、今回不動産登記法の改正によりまして、DV被害者等についても相続登記や住所変更登記等の申請義務化が対象となることから、DV被害者等の保護のための措置が民法で法制化

されたため、これに伴い、納税証明書などの交付や固定資産税課税台帳の閲覧の際にDV被害者等の登記上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載を必要とする地方税法改正に伴う改正となります。

改正点につきましては、別表11の部1の項、事務の内容の欄中、証明書の交付の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を追加し、同部の2の項、事務の内容の欄中、交付の次に、先ほどの部1と同様に法第382条の4関係の文言を追加させていただき、同表12の部、事務の内容の欄中、「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加えるものです。

なお、附則といたしまして、施行日は改正条例中、法382条の4関係の改正に引用いたします民法等の一部を改正する法律に掲げる規定の日とし、第2条以降で今回の改正に伴う各税目の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第55号から日程第19 議案第57号までについて（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第55号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第57号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号の関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第57号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例については、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

今年度予定しております検針用端末の機器更新に伴い、来年10月から導入されますインボイス制度に対応したシステムになりますので、このインボイス制度に対応した使用料に改正するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第55号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第57号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は44ページから47ページになります。また、議案資料の23ページから26ページの新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

関ヶ原町農業集落排水処理施設の使用料の算定及び関ヶ原町公共下水道の使用料の算定方法は、使用者等が排水した汚水量に応じ算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額を加えた額としております。また、上水道の使用料につきましては、口径別の基本料金と超過料金の合計額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額を加えた額としております。括弧書き中に、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとなっております。

現在使用している検針機器は、老朽化に伴い更新をし、旧検針機器に代わる新しい検針機器を令和4年の10月の検針から稼働させることになっております。この新しい検針機器に使用するシステムは、令和5年10月より導入される消費税のインボイスに対応したシステムになっております。このため適用消費税率における消費税の金額を表記するシステムになっており、10円未満の切捨てには対応しておらず、1円未満の端数を処理するものとなっております。

また、この検針機器の更新に伴い、10円未満の切捨て処理をしている公営企業会計システムをこの検針機器の更新に併せて改修を行うこととなっております。

新しい検針機器の導入に伴い、新しいシステムで運用となりますので、現行の使用料金算定の10円未満切捨ての処理ができなくなることから、括弧書にある「10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。」を「1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。」と条例の一部改正をそれぞれ行うものであります。

また、議案書の附則に令和4年11月使用料から適用するとありますが、これは10月に検針した分で、10月のお知らせ票に11月分請求分と印字されるので、令和4年11月使用料から適用するとあります。

また、インボイス制度とは、令和5年10月1日より導入される消費税の制度で、インボイスとは、事業者同士の取引における売手が買手に対して交付する正確な税率や消費税等を伝えるための請求書、納品書、その他これらに対する書類のことをいいます。これらの書類には登録番号、適用税率、適用した税率の消費税額を記載する必要があり、新しい検針端末で発行するお知らせ票にこの情報が表記されることとなっております。また、インボイスを交付できるの

は、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者、課税事業者に限られております。上水道、公共下水道、農業集落排水事業者は現在課税事業者になっておりますので、この登録を受けることとなります。インボイス制度が導入されますと、買手が仕入れ控除を行うには適格請求書が必要となり、適格請求書の発行事業者以外からの仕入れ控除ができなくなるといったことがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより議案第55号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっと簡単なことなんですけれども、今まで10円単位だったんですけど、1円単位にする理由というのはありますか。

〔「説明した」の声あり〕

説明した。あれ、聞いていなかった。ごめんなさい。

○議長（子安健司君） いいですか。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） インボイスが適用されると正確な税率を記載するというところで、10円未満を切捨てということになりますと正確な税率ではないということで、誤ったということではございませんが、正しい税率を表記するというところで、1円未満ということで対応させていただくことになっております。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） インボイス制度ですね、これからいろんなものを仕入れた場合、また売った場合、それぞれ納入先に税率を明確に記した書類を交付しなければならないと。それには円単位まで記したやつをいただいて、それをきちっと残しておかないと、今後その分を消費税、既に納付分として控除できなくなるということで、きちっとした計算をするためには、1円未満は切捨てですけれども、1円単位まで記載する必要があるということです。そういったことで改正をお願いするものです。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 要は支払いと仕入れの関係で、1円単位できちっと合わすということで1円単位なのは分かりましたけれども、今まで10円単位で結局というか、重複やないんですけど、例えば10円単位でやっていたということは、課税非課税というか、簡易課税とかの関係で10円単位でよかったかも分かりませんが、全体と食い違いがあったということですね、本当

に今までは、ということ。いいです。

○議長（子安健司君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第56号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第57号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第58号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第58号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費の増額により、介護サービス事業特別会計への繰入金を8,854万8,000円から9,295万1,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第59号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別

会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明申し上げます。

維持管理費の増額により、今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の額を4,817万6,000円から6,747万6,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第60号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第60号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号について御説明申し上げます。

施設管理費の増額により、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億1,146万円から2億1,337万9,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時04分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

日程第23 議案第61号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第61号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第61号について御説明申し上げます。

歳出に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう政府の支援策である住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2,142万9,000円や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業361万5,000円、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を活用した感染対策に係る消耗品や備品、また子育て世帯応援給付金支給事業1,473万5,000円、また小規模事業者持続化補助金1,100万円、また本年2月の降雪時には町の除雪が追いつかず、町民の方々には大変御迷惑をおかけいたしました。町の除雪体制のみならず、冬期の道路交通及び住民生活の安全を確保するため、町内道路除雪用の小型除雪機械を購入された自治会に対し、除雪活動の支援として購入補助制度を新たに設けた購入補助金50万円等を含め、総額1億4,094万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億4,430万円とする令和4年度一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費、または人事異動や昇給等に伴うものでございますので省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第61号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げますので、議案書60ページからよろしくお願いいたします。

まずもって、町長の提案説明にもございましたが、人件費関係につきましては、1月1日の人事体制で当初予算編成をさせていただいておりますので、4月の人事異動や、また昇格などによりまして、各会計で過不足が生じてございます。各会計におきましては、今後の人事院勧告の給与改定や共済負担金の率の改正等も見込まれておりますので、減額のための補正は見送りをさせていただいております。

また、会計年度任用職員の人件費につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策というものが閣議決定をされ、看護・介護・保育・幼児教育など、現場で働く方々の収入の引上げが示されたところでございます。当町におきましては、この閣議決定の対象職種となる一部の職種のみではなく、全体的に引き上げる処遇改善をさせていただいたところでござ

います。この処遇改善により不足が見込まれます人件費関係を今回補正させていただいておりますので、細部につきましては省略をさせていただきますが、よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

それでは、総務費から御説明をさせていただきます。

60ページの総務費の文書広報費の備品購入費でございます。

こちらにつきましては、ホットライン関ケ原事業利用実施要綱に基づきまして、各自治会長さんとの連絡用として貸与しているファクスの購入費用でございます。

本年度は自治会長さんの方々の改選期でございまして、新たな自治会長さんに聞き取りを行った結果、貸与の必要数に不足が生じたので、7台のファクスの購入費15万4,000円を補正させていただくものでございます。

次に、生活安全対策費でございますが、まずは新型コロナウイルス感染症対策関係でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、小学校、中学校、また各保育園ややすらぎなどでの感染防止対策のため、消毒液や石けん液、またペーパータオルなどの消耗品217万8,000円と各保育園への二酸化炭素濃度測定器や小・中学校への空気清浄機などの備品購入費351万1,000円を補正し、さらに感染防止対策に努めていくものでございます。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金450万円と学校保健特別対策事業費補助金77万6,000円を充当させていただいております。

次に、備品購入費の自主防災組織貸与ヘルメットでございます。

こちらにつきましては、関ケ原町防災ヘルメット貸与規程に基づきまして、町内の自主防災組織に対し防災ヘルメットの無償貸与をしております。このたび、昨年度新たに自主防災組織を立ち上げられました組織からヘルメットの貸与申請を受け、不足分と、今後迅速に貸与できるよう保管分を合わせて防災ヘルメット200個の購入費46万2,000円を補正させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 諸費、修繕費30万円、ふれあいバス単独事故による修繕費でございます。

61ページをお願いします。

賦課徴収費につきましては、財源の組替えでございます。

○住民課長（西村克郎君） 同じく61ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員手当等の時間外勤務手当11万5,000円、需用費8万1,000円、次のページの62ページをお願いいたします。

役務費14万4,000円と委託料の108万9,000円は、前年度、令和3年度に引き続きまして、住

民税非課税世帯等に対しまして臨時特別給付金を1世帯当たり10万円支給する事業の事務費でございます。

負担金補助及び交付金の2,000万円は、10万円支給の200世帯分でございます。今回の支給対象者は令和4年度の住民税非課税世帯、またコロナによる家計急変の世帯で、令和3年度に支給を受けていない世帯となります。

扶助費の200万円でございますが、障害者の自立支援事業の補装具等、具体的には車椅子3台分の購入及び義足の購入の相談がございます。当初予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

なお、財源は、国2分の1、県4分の1でございます。

繰出金612万3,000円でございますが、介護サービス事業特別会計440万3,000円、国民健康保険特別会計（職員手当等分）が172万円でございます。

介護保険事業費の繰出金121万2,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、63ページの需用費からでございますが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と子育て世帯応援給付金支給事業、よく似た事業名でございますが、まず子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、昨年度もございましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯、令和4年度の住民税非課税世帯に対しまして、令和4年3月31日の時点で18歳未満の児童及び20歳未満の障害児1人当たり5万円を支給するもので、需用費の消耗品費5万円、役務費、通信運搬費1万円、手数料1万円、委託料がシステム改修委託料で54万5,000円の事務費合計61万5,000円と負担金補助及び交付金の給付事業費が300万円、1人5万円の60人分でございます。

財源は、国庫の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金の300万円及び事務費補助金の61万5,000円でございます。

次に、子育て世帯応援給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等の長期化を踏まえ、その影響を大きく受けている令和4年3月31日の時点で18歳未満の児童の子育て世帯に対しまして臨時的に給付をするもので、需用費の消耗品費5万円、印刷製本費が2万円、役務費の通信運搬費が10万6,000円、手数料が15万9,000円の事務費合計33万5,000円と負担金補助及び交付金の給付事業費が1,440万円、1人2万円の720人分でございます。

財源は、国庫の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,470万円でございます。

児童福祉施設費、委託料の26万4,000円でございますが、東保育園の職員室西側の廊下の床、フローリング部分でございますが、白アリが発生いたしましたので、駆除が必要でございますので、駆除委託料を補正させていただくものでございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 64ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、繰出金は、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金で527万1,000円。

衛生費、保健衛生費、予防費は、令和4年3月11日付で厚生労働省より、12歳から16歳になる年度中の女子が定期接種の対象となる子宮頸がんを予防するためのHPVワクチン接種について、これまでのHPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの16歳から25歳までの女性で接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に定期接種の特例として、令和4年度より定期接種の対象年齢を超えて接種を可能とする旨の説明を受けたため、関ヶ原町に在住する対象者およそ240人に対し改めて再勧奨し、公費負担とするための補正でございます。

需用費の消耗品費は、周知用リーフレット配布のための用紙代やコピー代として5万円、役務費の通信運搬費は、郵便代として2万9,000円を計上。

続きまして、委託料の予防接種委託料は、接種可能な時期が令和4年4月から令和7年3月までの3年間となること、また決められた間隔により同じワクチンを合計3回接種するため、令和4年度においては接種率30%程度と見込み、試算によりまして364万1,000円を計上しております。

また、負担金補助及び交付金の予防接種助成金は、平成9年度生まれから平成16年度生まれまでの女性で、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンを国内で自費により既に受けた方に対して、公平性の観点から、かかった費用のうち既定の額を払い戻すこととするため、対象となる方は2名程度と見込み10万2,000円を計上し、予防費合計で382万2,000円追加補正させていただきます。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 同じく64ページ、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、負担金補助及び交付金の363万8,000円につきましては、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。

これは、一般住居に太陽光発電設備と蓄電池、蓄電池は太陽光発電設備と同時にした場合に補助金を交付するものでございます。太陽光発電設備につきましては、上限5キロワットで1キロワット当たり7万円の補助。また蓄電池につきましては、太陽光発電設備と同時に設置する場合に限り、蓄電池価格の3分の1の価格の上限の5キロワットを補助するものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農業委員会費につきましては、こちらは農業委員の活動用タブレット整備関連予算でございます。

需用費8万8,000円につきましてはタブレットの保護ケース代、役務費16万4,000円は通信費、使用料及び賃借料の6万6,000円は端末管理ツールMDM利用料ということで、こちらは遠隔での操作ログの管理や紛失時における端末ロックなどの使用料になります。

そして、備品購入費でございますが、こちらがタブレット本体代でございます、47万8,000円のうち事務局用の1台の本体代のみが補助対象外となります。その予算額が4万7,000円となっております。

それから、続きまして農業振興費の負担金補助及び交付金の425万円につきましてでございます。

こちらは、両方ともですが、北部営農組合が2年の準備期間を経まして、ファーム玉として法人化の運びとなり、去る5月29日に設立総会をされておられます。

集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金の25万円は、設立に伴う法人登記などの費用に対する補助、上の中山間地域等担い手育成支援事業費補助金の400万円につきましては、発足時に整備する機械に対する補助金でございます、今回はあぜの草刈りの省力化に資する無線操縦型の機械などに対する補助になります。

この機械への補助につきましては、財源は全額県補助金でございます。

それから、農地費の工事請負費の71万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての十九女池公園の公衆便所のトイレを洋式化する工事代、それから繰出金の1,930万円につきましては、今須農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

○地域振興課長（難波真哉君） 続きまして、65ページを御覧ください。

商工費でございます。

目2 商工業振興費、負担金補助及び交付金2,155万円の補正でございます。

プレミアム商品券発行事業補助金780万円、町内の消費喚起と事業所の活性化のために実施するもので、3,000万円に20%のプレミアム600万円分を足して、総額3,600万円の商品券を発行するものでございます。

この事業につきましては商工会が実施主体となり、プレミアム分の600万円のほか、商品券やチラシの印刷、またのぼり旗の製作代等の必要経費780万円を商工会に補助するものでございます。

小規模事業者持続化補助金1,100万円、こちらにつきましては、県が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受けた事業者に対して、事業者が負担する3分の1の経費を町が補助するものでございます。

対象となる事業は、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿ってアフターコロナに向けた新分野、新事業への展開や地道な販路開拓、業務の効率化などに取り組む事業でございます。100万円の11事業者分を予定しております。

売上減少事業者等支援金275万円、こちらは令和3年11月から令和4年3月の期間において、いずれかの月の売上高が前年、もしくは前々年、もしくは前々前年の月より30%以上減少した

事業者に対して、国が事業復活支援金を支給しております。その支給を受けている事業者に対して町が上乗せをして支援するもので、法人に対しては10万円、個人事業者に対しては5万円を一律して支給するものでございます。法人が10万円の20者の200万円、個人が5万円の15者の75万円、計275万円を見込むものでございます。

続きまして、目6エコミュージアム関ケ原管理費、一番下の節10需用費、修繕料13万2,000円でございます。

こちらは、エコミュージアム関ケ原の監視カメラの録画機が故障により録画できなくなったため、取替えの修繕を行うものでございます。

なお、財源につきましては、商工費全体で国県支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが2,130万円、一般財源113万2,000円を充当する予定でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 66ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁費の除雪対策費のところでございます。

負担金補助及び交付金50万円、先ほど町長が申し上げましたが、自治会が集落道路などの除雪を目的に小型除雪機を購入する場合、購入費の半額、最大50万円を補助するための制度の準備を現在進めております。1台分の予算でございます。

続きまして、都市計画費の繰出金191万9,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○教育課長（山田 勝君） 同じく66ページ、教育費、教育総務費の目2事務局費でございます。

節18負担金補助及び交付金で、現在食材の高騰が報道でもされておりますけれども、学校給食費の食材についても同様に値上がりをしてしております。この値上がり分を学校給食費等の値上げにつながらないようにということで、新型コロナ対応の臨時交付金で新メニューができましたので、学校給食費の補助といたしまして138万円を補正させていただきます。

同じく放課後児童クラブ費の節14工事請負費でございます。

トイレの洋式化に伴う施設改修工事といたしまして133万1,000円の補正をお願いいたしております。

それぞれにつきまして、教育総務費では268万円の国庫支出金を特定財源として充てさせていただきます。

67ページをお願いいたします。

小学校費の目2教育振興費、負担金補助及び交付金で、宿泊研修等に伴いますバスの借上げに対する増車分の補助ということで65万2,000円の負担金補助及び交付金の増額をさせていただきます。

こちらにつきましても、65万円の国庫の支出金を特定財源として充てております。

下段になります中学校費、教育振興費、節13の使用料及び賃借料、こちらはウェブ授業に使用します学習支援オンライン授業用のライセンスが今各学年各クラス1つずつございませんが、欠席者が出た場合などにライセンスの数が少し足りない状況でありますので、こちらのライセンスを増やすということで24万8,000円の増額をお願いいたします。

負担金補助及び交付金といたしまして、小学校と同様に宿泊研修等に伴いますバスの増車分ということで26万5,000円の増額をお願いしております。

68ページをお願いいたします。

社会教育費、社会教育総務費の節13使用料及び賃借料で、こちらは夏休みに行います青少年の生涯学習施設巡りの事業ですけれども、現在まだコロナの感染者数あまり減っておりませんので、こちらも学校と同様に大型バスの借上げにつきまして、低学年、高学年それぞれ1台ずつ増車をして定員に余裕を持って事業を進めるということで、バス2台の増車分で28万9,000円の増額をお願いするものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

57ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金100万円は、補装具等に係る2分の1の国負担分でございます。

国庫補助金、総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金450万円は、公共施設等の感染症対策関連事業に充てるものでございます。

徴税費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金マイナス600万円は、当初予算において地方税共通納税システム対応業務に同交付金を充てておりましたが、一般財源への振替、社会福祉費補助金2,142万9,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る給付金及び事務費に係る補助金、児童福祉費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,470万円は、子育て世帯応援給付金事業に充てるものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金300万円については同給付金に対する補助金、61万5,000円については同事務に対する補助でございます。

小中学校費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金90万円、宿泊研修等におけるコロナ対策事業に、学校保健特別対策事業費補助金90万円は公共施設等の感染症対策及び学習支援オンライン授業用ライセンス料に、社会教育費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金28万円は生涯学習巡りににおけるコロナ対策事業にそれぞれ充てるものでございます。

58ページをお願いいたします。

教育総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金268万円は学校給食費補助及び放課後児童クラブトイレ洋式化に、商工費補助金、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金2,130万円はプレミアム商品券発行事業補助金、小規模事業者持続化補助金、売上減少事業者支援金に、農業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金70万円は十九女池公園トイレ洋式化にそれぞれ充てるものでございます。

県支出金、県負担金、障害者自立支援給付費等負担金50万円は補装具等に係る県負担分、県補助金、環境衛生費補助金、太陽光発電設備等設置費補助金363万8,000円は同事業に対する補助、農業費補助金、農地利用最適化交付金31万6,000円は農業委員会に配付されたタブレット端末の運用に関わる交付金、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金は同事業に対する定額補助、農業委員会費補助金43万3,000円はタブレット購入に関わる補助金でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金6,575万5,000円を充当させていただきます。

雑収入、雑入、町有自動車災害共済保険金は、ふれあいバス修繕に関わる保険金30万円でございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、60ページの生活安全対策費の中で、新型コロナウイルス感染症対策用備品ということで、先ほど述べられていたのは、いろんな消耗品のほかに保育園に二酸化炭素測定器を置くということが言われました。

学校は空気清浄機ということで、学校も二酸化炭素測定器が置いてあるのかどうか。置いていなければ置いたほうがいいんじゃないかなあと思うんですが、その辺を伺いたと思います。

それから、2つ目ですが、64ページの環境衛生費、太陽光発電設備の補助金ですが、補助していただけるのはありがたいと思います。それで、今年度分の補正ということで、対象は今年4月から対象にさせていただけるのかどうか伺いたと思います。

取りあえずそれだけ。まずはそれだけ。

○議長（子安健司君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 学校のほうの二酸化炭素の測定器につきましては、以前、西濃の教育長会でも話題になって、買うか買わないかということでしたけれども、その頃はまだ任意だったということで、学校現場のほうも要望はそのときはなかったんです。そういった点で、まだそういったものを買うところまではいっていない、そういう状況でございます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 太陽光設備等設置の補助金につきまして、今年度からとい

うことですが、まだ現段階で太陽光発電設備の補助金の岐阜県からの詳細が出てきておりませんので、内示が来ておりませんので、その点につきましてはちょっと内示が来て、今説明会を順次回っているところなので、その説明会の後に判断したいと思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 同じく64ページの農業委員会費、備品購入費でタブレット端末を購入されるということですが、どのような使い方をされるのかちょっとイメージが分かりませんので、教えていただきたいと思います。

それから、65ページの商工業振興費の中でプレミアム商品券とか3件書いてあります。その中で、売上減少事業者等支援金ということで、これ国の事業復活支援金の方が対象ということですが、先ほど個人が15者ぐらいだと言われましたが、そんなに少ないんでしょうか。この根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

タブレットのほうの何に使うんだということですが、これは農業委員さんが現地の確認に行った場合において、地図とかそういったものの情報をそのタブレットに入力をするといったような作業があるということなんです。そういったものを現状地図の作成をしたり、いろいろ活動記録、月々いろんな遊休農地やらそういったものの活動記録をするんですが、そういったものの入力、そういったようなことも使ったりということで、国の情報化のためにということで全国的に一斉整備をするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長（難波真哉君） 商工業振興費の売上減少事業者等支援金の個人の方の件数の話でございますけれども、こちらについては、商工会のほうからある程度の情報が得られまして、全部の件数で30件程度というところまではちょっと件数がかかっています。法人か個人事業主かという内訳まではちょっと把握はできていないんですが、法人格を20件、個人の方を15件というふうに取りあえず見込みをさせていただいております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 楠達男君。

○7 番（楠 達男君） 1 件だけお願いします。

64ページの集落営農活性化プロジェクト促進事業、先ほど課長の提案説明の中でちょっと聞

き漏らしたかもしれませんけれども、改めて伺いたいんですが、その説明の中では何か無線機による草刈りを試験的に導入するみたいな提案説明があったんですが、もう少し詳しくちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金のほうでよろしかったでしょうかね。

400万円が草刈り機に対する補助金ということで、玉の法人化に伴いまして、1回限りだけ補助金がもらえるという制度がございまして、それを活用されての無線機を利用してあぜの草刈りを省力化するという、360キロぐらいある大きなものなんですけど、それを1台導入されるということで要望をいたしております。

昨今の人不足に対応するためということでございまして、それ以外にもリモコンじゃないスパイダーモアーという除草機ですね、それも3台購入されるということで予定をいたしております。スパイダーモアーのほうについては半額補助、それでそのリモコン式のものについては消費税を除く100%補助ということで、県のほうから補助金が担い手のほうへ支給されるといった制度でございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 66ページをお願いします。

除雪対策費で除雪機購入補助金、自治会が購入する際に補助をするというものですが、なかなかこれだけでは前に進まないなあ、というふうに思っているんですが、例えば除雪の要望が多い地域について、もっと先進的な形でモデル事業としてできないかと思っているんですが、そういうお考えはないでしょうかということと、学校給食の補助金をつけていただけるのは大変ありがたいんですが、保護者の方にPRをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、町としてこれだけ補助、物価高騰の折、給食費値上げを避けるために町として補助しましたというPRをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 除雪のほうの考えですけれども、今までは全然何にも、自治会がやろうが個人の方がやろうが、町としては路線を決めてしかやっていなかったと。それが今回、今年の雪が非常に多かったということで、地域においても非常に大変だったというふうには思います。そんなことから、助成措置を設けてはという御提案をいただいて、今回取りあえず自治会がそういうことで話ができた場合にはさせていただこうということでこの制度を設けたいということで1台分、取りあえず頭出しをさせていただいたところでございます。

ただ、そういった実態がまだまだ十分に把握できていないというのが現状でございまして、自治会では手は出せないけれども、例えば自治会の中の班とか、そういったところで話がまとまった場合はどうなるのか、そういったことについては今後検討させていただきたいと思っております。

ただ、まだ実態を個人の方まで広げられるかと、そういった方は補助金もらって自分の家だけしかやらんというところもちょっと変かなあというような思いもありまして、今後の課題ということでこれからも研究を続けていきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 学校給食費についての保護者へのPRというお話でございましたけれども、毎日のように報道では給食費のことが話題になり、給食が大変困難だということがございますけれども、栄養教諭と話をしたところでございますが、大変献立を工夫しながら進めていると、そういったところでこの補助金の話がございましたので大変ありがたいなと思っております。

この補助金がじゃあ来年度続くかということ、それは確証がないですし、となると、もう最終的には給食費の値上げに入ると、この状況が続けばということもありますので、そこまで含めてPRするかどうか分かりませんが、いずれにしても、そういった補助をいただいてこの困難を乗り越えていきますという話はしたいということを思っております。以上です。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） すみません、今の学校の質問が出たので、お願いも含めて広報に載せようということで考えていますので、ちょっとその辺だけ説明させていただきます。

今物価が高騰して、原油も含めて今13%、6月1日から3,000品目が増えていくということで、秋頃まで続くという見込みなんです。今回この6月補正でいろいろコロナ対策、経済対策を含めてやっていますが、このうち町民に特に影響のある先ほど出ましたプレミアム商品券、それと子育て支援、18歳未満世帯全部というやつと、あと小・中学校の給食、それと今回補正に上げてございせんが、9月補正で上げようとしています地域応援券、今まで1人5,000円だったんですが、こういう経済状況ですので1万円にして、それを補正で上げようと思っております。

議決前ということで広報に載せるのはちょっと道理から外れているかなという気もしますが、皆さんの御了承が得られれば、今日が広報の原稿の締切日なんです、後で言おうと思ったんですけど、そういう形で特にこの4つについては広報に、7月1日号に掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、1つだけ。

64ページの予防接種の関係ですけど、これって補助金とかはないんですか。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 今回のこの予防接種、HPVにつきましては、一応交付税の90%措置ということで交付税対応になっておりますので、補助金はありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第62号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第62号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号について御説明申し上げます。

人事異動に伴う人件費の不足見込み分と第三者行為求償事務委託料の確定に伴う不足分、合わせて172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,912万円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第63号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第63号について御説明申し上げます。

人件費の不足見込み分や備品購入費等、総額565万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,715万3,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第63号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

歳出より御説明させていただきますので、議案書の77ページをお願いいたします。

人件費の補正につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の使用料及び賃借料の減額と備品購入費の増額は、透析用アーム式テレビにつきまして、現在借用をしている業者より、経営上の理由により引上げをさせていただきたいということで申出がありまして、それにつきまして内部で検討をした結果、相手業者に対して、現在使用しているテレビ10台について買取りをさせていただきたいということで今回補正を組ませていただいております。テレビシステム借上料を33万円減額し、備品購入費として58万3,000円増額の補正を計上させていただいております。

次に、飛びまして、償還金利子及び割引料の償還金1万1,000円は、令和2年度において歳入された新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金について、事業費が確定したため、精算により一部返還するものでございます。

以上、総務費の補正総額は553万5,000円となります。

続きまして、公債費、公債費、利子の償還金利子及び割引料11万8,000円は、前年度において整備した人工透析のための装置の医療機器の財源として借りた起債が銀行からの借入れとなったため、精査したところ、当初見込みより利子額が不足となったため、今回追加補正するものです。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

戻りますが、76ページをお願いいたします。

今回の補正に伴う歳入についてですが、一般会計より527万1,000円の繰入れをお願いし、残り38万2,000円を前年度繰越金により追加補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第64号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第26、議案第64号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第64号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費の不足見込み分、総額125万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,325万3,000円とする令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第65号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第27、議案第65号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費の不足見込み分、総額440万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,520万3,000円とする令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第28、議案第66号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

水位センサーの故障に伴う修繕費、また発酵槽設備の故障に伴う工事請負費等、総額1,932万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,402万1,000円とする令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 議案第66号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の94ページをお願いいたします。

まず初めに、歳出より御説明申し上げます。

管理費、維持管理費、需用費の110万円についてですが、修繕料としまして、妙応寺西駐車場に設置してある今須中町2号マンホールポンプの水位計が故障しましたので、これの交換を行う費用でございます。

次に、委託料500万円につきましては、今須農業集落排水処理施設のコンポスト設備が故障し、現在コンポストができない状況であるため、汚泥の引き抜きが必要となるため、この汚泥引き抜き費用となります。内訳としましては、1立米当たり1万6,500円で、1か月に50立米たまるということで、その修理が完了する予定の6か月分を計上させていただいております。

次に、工事請負費の処理施設設備工事の1,320万円につきましては、コンポスト設備発酵槽内の攪拌機シャフトが折れ、現在コンポスト設備が停止しておりコンポストができない状況でございますので、このシャフトの交換を行う工事費用となります。

続きまして、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の2万1,000円につきましては、水道の漏水に伴い、農業集落排水施設、処理施設の使用料の減免を行いましたので、その使用料の還付を行うための還付金でございます。

続きまして、歳入につきまして、93ページをお願いいたします。

繰入金としまして、一般会計繰入金より1,930万円と繰越金、前年度繰越金2万1,000円を充ててございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第29、議案第67号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

マンホールポンプの故障に伴う工事請負費191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,241万9,000円とする令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 議案第67号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の98ページをお願いいたします。

初めに、歳出より御説明申し上げます。

公共下水道費、公共下水道施設管理費の工事請負費191万9,000円につきましては、山本接骨院前に設置してある西町マンホールポンプにおきまして、2台設置してあるポンプの1台が故障し、現在1台で単独運転を行っているため、このポンプの取替えを行う費用でございます。

歳入につきましては、他会計繰入金、一般会計繰入金より191万9,000円を充てるということになっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第30 請願第1号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第30、請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行いたいと思います。

消費税のインボイスとは、8%と10%の税率を区分した伝票、適格請求書と申しますが、のことです。消費税を払っている事業者は、このインボイスを基に仕入税額控除を受けることになります。これがインボイス制度というものです。

インボイスを発行するためには登録事業者にならなくてはならず、消費税法の免税の特例は受けられません。現在1,000万円以下は免税事業者となっておりますが、それが登録事業者になると、1か月分の収入が消費税負担として消えていくと言われていています。そして、インボイスが発行できないと取引先に断りますと、その取引から排除される可能性や取引額の値引きを強要されるおそれが出てまいります。

現在、消費税課税事業者は315万社、免税事業者はフリーランスを含めると1,000万社ぐらいいると言われております。我が国で実際に影響を受ける業種は、個人タクシー、赤帽などの配達業、ウーバーイーツなどの宅配パートナー、ホステス、映画・演劇の俳優、脚本家、編集者、ライター、音楽家、生保・損保の代理店、一人親方、内職、シルバー人材センターなどです。

先般、関ヶ原シルバー人材センターにも現状を聞いてきましたが、公益法人であるセンターの運営は利益を生まないことを原則としているので、新たな税負担の財源がないということです。また、お客さんへの料金値上げは仕事の減少につながりますし、会員への配分金を引き下げるとシルバー会員の退会者が増えるのではないかと、総じてシルバー事業が衰退するおそれがあると問題点として上げられました。このままインボイス制度が導入されれば、存続の危機だと言っておられました。

そもそも売上げ1,000万円以上の方は、職種によっても異なりますが、仕入れや固定費、各種保険料などを引くと利益は少ない方がほとんど、ましてや老後の年金生活については生活保護基準並みなので、将来への備蓄も必要になってまいります。ましてや、赤字でも消費税は払わなくてはならないということで、今、全国では滞納が増え続けているというのが現状だと聞いております。そういう弱いところからも税金をむしり取ろうとするのがインボイスだと思います。

この請願の趣旨を鑑みて、ぜひとも中止・延期を求める請願を国に意見書として上げていただきたいというふうに思います。

以上、議員各位には御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第31 請願第2号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第31、請願第2号 消費税率を当面5%に引下げを求める請願についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、消費税率を当面5%に引き下げを求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

消費税が始まった1989年、今から33年前ですが、その翌年の法人税と消費税の税収は、法人税が18.4兆円、消費税が4.6兆円から始まりました。現在、2022年度の予算額は、法人税が13兆円、消費税が21兆円と所得税を抜いて国の税収の中で一番多くなりました。消費税は、法人税、所得税の穴埋めとなっています。

消費税が8%から10%に引き上げる際の国会答弁では、安倍元首相は、リーマンショック級の出来事がない限り引き上げると言ってきました。その後、コロナが襲い、日本だけでなく世界中で未曾有の経済悪化に見舞われております。さらにロシアのウクライナ侵略や円安を原因とする原油高をはじめ、物価高騰に国民は苦しんでいます。一方で、大企業の内部留保は466兆円、給料が増えないのに株主配当は大幅に増やしています。

消費税減税の財源は、大企業、富裕層への課税強化と賃上げ、中小企業支援を進め、経済を回していく中で実現できます。諸外国では、84か国で減税が実施されております。国民の暮らし、営業を守るために、今こそ消費税を減税するときだと思います。

以上、この請願の趣旨をよく賛同していただきまして、意見書を上げていただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（子安健司君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第1号及び請願第2号は、会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第2号は、総務民生常任委員会に付託の

上、審査することに決しました。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日３日から13日までの11日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日３日から13日までの11日間は休会することに決しました。

来る６月14日は午前９時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは７日火曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いしたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時06分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子